

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年4月13日（平成29年（行情）諮問第140号）

答申日：平成29年8月4日（平成29年度（行情）答申第180号）

事件名：特定法人の納税期限に関する特定事項が記載された文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月9日付け特定記号526により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、本件対象文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 特定税務署は、審査請求人が開示を請求している文書が不開示情報である根拠はないと回答したにもかかわらず、不開示の理由は、不開示情報であるからと人をバカにしている。

イ 当時、審査請求人は担当の特定職員Aに何度も説明を求めたが回答はなかった。すなわち、特定税務署は、当時から説明をしなかったことを隠蔽するために不開示としているのは明らかである。

ウ 国税庁からの回答書では、納税者の理解と協力を得るために不開示にすると断言しているが、不開示にすることで、反対の結果を招いている。今回の不開示決定は、納税者のための不開示ではなく、特定税務署の違法行為隠蔽のための不開示である。

エ 公文書開示請求に対しては、個々の請求内容を審査してできる限り開示することと記載がある。前回の審査会の回答は、これを無視して「言うまでもなく不開示情報」と決め付けている。特定税務署と同レベルの理由・根拠なき回答である。

オ 審査請求人の開示請求内容は、当事者の審査請求人又は特定税務署の特定職員Aと特定職員Bしかできない請求内容である。他者から

同じ開示請求がされるようなら，特定税務署が漏えいしたのである。カ よって，上記エの請求内容を審査すれば，当然開示する内容である。審査会はどこ見て審査しているのか全く理解できない。

キ 審査請求人が，説明を受けていないことの証拠のために開示請求していることを察して，特定税務署は，特定職員 A，特定職員 B の納税者に対する嫌がらせを隠蔽するために不開示としている。ちなみに特定税務署特定職員 A，特定職員 B の嫌がらせである証拠は入手済みである。

ク 結局，特定税務署も審査会も審査請求人の請求内容が不開示情報である理由・根拠を全く述べていない。理由がないにもかかわらず，不開示は違法である。

(2) 意見書

ア 該当法人には「原処分 of 妥当性について」に記述されている内容は該当しない。

イ 特定税務署特定職員 A に何度も説明を求めたにもかかわらず回答しなかったので，「存在しない」という回答であることは分かっている。

ウ 「存在しない」という回答は，滞納の事実がないから存在しない場合もあるから，滞納の事実を明らかにすることにはならない。

エ 存否すら拒否する理由は，特定税務署特定職員 A の職権濫用を隠蔽するためである。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は，平成 28 年 12 月 9 日付特定記号第 526 号により，本件対象文書の有無を答えることにより，特定の法人が税の滞納をした事実の有無という法 5 条 2 号の不開示情報を開示することとなるとして，法 8 条に基づき，本件対象文書の存否を明らかにせず不開示請求を拒否する旨の不開示決定（原処分）を行った。

これに対し，審査請求人は，原処分を取り消し，速やかに行政文書を開示することを求めていることから，以下，原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

本件開示請求は，特定法人を特定した上で，特定法人が国税を滞納したことを前提とする文書の開示を求めるものであり，その存否を答えることは，特定法人が国税の滞納をした事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなることから，以下，本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

法 5 条 2 号イは，法人に関する情報であって，公にすることにより，当

該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。特定の法人が国税を滞納しているという事実の有無を公にした場合，通常，特定の法人は取引先から警戒心をもって臨まれること，あるいは契約交渉等において不利益となることなど，特定の法人の事業活動に支障を及ぼすおそれがあることから，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため，本件存否情報は同号イの不開示情報に該当する。

したがって，本件対象文書の存否を答えるだけで，法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため，法8条の規定により，その存否を明らかにしないで，本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は，審査請求書において種々主張するが，上記2の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから，本件開示請求については，本件対象文書の存否を答えるだけで，法5条2号イの不開示情報を開示することになるため，法8条に基づき，本件対象文書の存否を明らかにせず，開示請求を拒否した原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ①平成29年4月13日 | 諮問の受理 |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③同年5月16日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④同年6月21日 | 審議 |
| ⑤同年8月2日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであり，処分庁は，その存否を答えるだけで，法5条2号の不開示情報を開示することとなるとして，法8条の規定に基づき，その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

これに対し，審査請求人は，原処分の取消しを求めているところ，諮問庁は，原処分を妥当としていることから，以下，存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

- (1) 本件開示請求は，平成28年度（行情）答申第489号（以下「先例答申」という。）における法人と同一の特定法人が国税を滞納したことを前提とする文書の開示を求めるものであり，諮問庁が，その存否を答

えることにより、特定法人が国税の滞納をした事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることとなる点も先例答申と同様である。

本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、諮問庁の判断を維持した先例答申の判断を変更すべき事情の変化も認められず、これと同一の判断に至った。その理由は次のとおりであり、先例答申と同旨である。

- (2) 法5条2号イは、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。そして、ここにいう「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用などの法人の運営上の地位と解され、これには国税を滞納したか否かに係る事実が含まれる。

本件存否情報は、特定法人に関する情報であり、これを公にした場合、信用などの当該法人の運営上の地位を害するおそれがあることから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イの不開示情報に該当する。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙

特定税務署職員（特定職員A）が、平成26年10月27日、前任者の指導による完納可能な納税期限（平成27年3月末日）を一方的に棄却し、同年1月末日と最終通告した最大のポイントである”何故、納税期限同日がよくて、同年3月末日がダメなのか？、その法的根拠は何か？、何故、納税者が何度も説明を求めているにも関わらず根拠を説明しないのか？”が記載された平成26年10月27日時点に存在する行政文書

納税者は、特定法人
特定郵便番号 特定所在地

請求者は、全ての経緯を知っている特定法人の唯一の役員かつ株主である。